

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 治療又は診断のために獣医療を受ける飼育動物に対し投与される薬物であつて、当該治療又は診断を行う診療施設において調剤されるものうち、原子力規制委員会が農林水産大臣と協議して指定するものを、放射性同位元素の範囲から除外する。

(第一条関係)

第二 この政令は公布の日から施行すること。

(附則関係)